

令和4年度介護保険事業者事故報告について

介護サービス提供時に事故が発生した場合、介護保険事業者は迅速な対応を行い、その事後処理において速やかな解決、再発防止策を講じなければなりません。

サービス提供事業所から事故の内容や対応の状況を保険者に報告することにより、安全対策に有用な情報を共有することで、事故の発生防止・再発防止及び介護サービスの安全と質の向上を図ります。

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに介護保険事業者から笠間市に報告があった事故について、次のとおり情報を公表します。

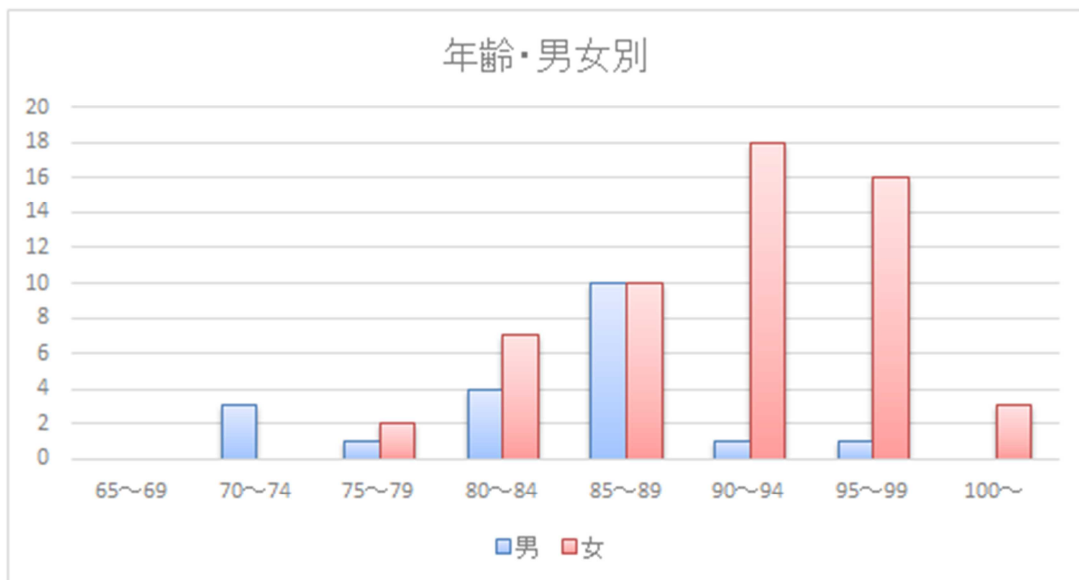
1. サービス種別報告件数 ※笠間市の被保険者について市内外の事業所からの報告
報告件数 76件
(内訳)

居宅サービス 16件	短期入所 14件、通所介護 2件
施設サービス 35件	介護老人福祉施設 26件、介護老人保健施設 9件
地域密着型サービス 25件	グループホーム 16件、小多機・看多機 4件、 地域密着型通所系サービス 2件 地域密着型介護老人福祉施設ほか 計 3件

2. 利用者について

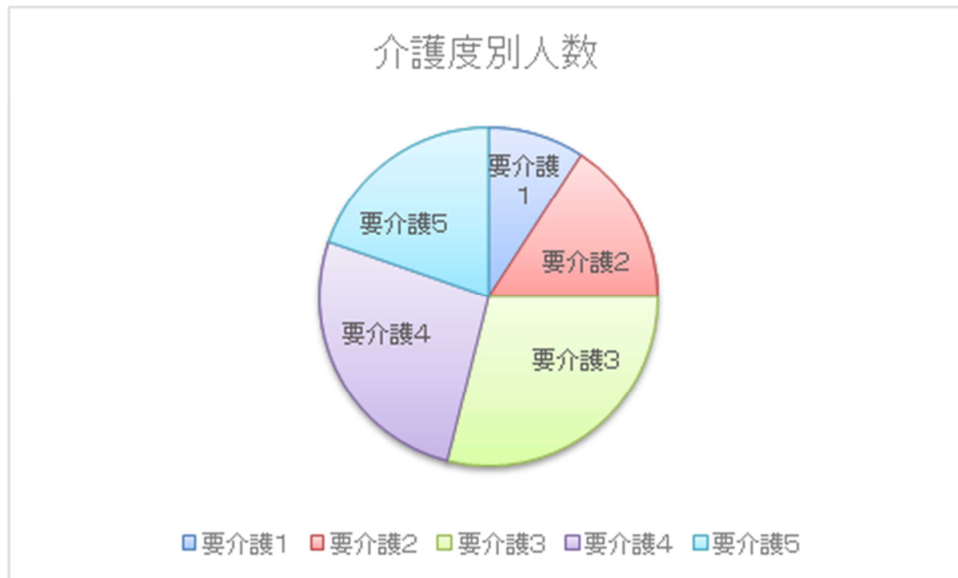
- (1) 男女別では女性の割合が高く、年齢別では85歳以上が多くなっている。

年齢が高くなると事故によるけが等で医療機関の受診が必要になることが多くなり、高齢女性では転倒による骨折が多くなっている。



(2) 要介護度別では、「要介護1」7人、「要介護2」12人、「要介護3」22人、「要介護4」20人、「要介護5」15人となっている。

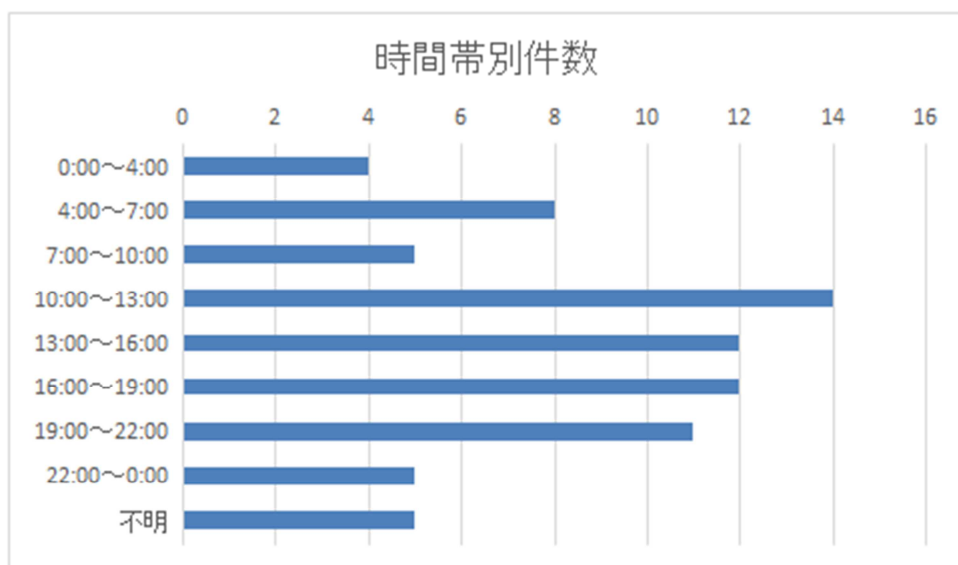
普段は歩行が自立している等、利用者自身が出来ると考えている動作の中でふらつき・転倒してけがにつながることが多い。



3. 事故発生時間について

施設系・居住系サービスでは、昼食後、夜間の時間帯に事故が多く、片付けや当直などで対応できる職員が少ない時間帯に多く発生している。

居室や食堂等共用部から1人で出歩いてしまい転倒することが多い。また、起床後や食後にトイレに行こうとして転倒することも多く、排泄に関連する事故も少なくない。



4. 事故の種別について

- ・利用者のけが 70 件（転倒による骨折、裂傷、打撲等）
- ・利用者の死亡に至った事故 2 件（窒息、心疾患）
- ・誤薬 2 件
- ・医療関連処置 1 件
- ・施設外への徘徊 1 件

事例 1. センサーが鳴り、訪室しようとする前に居室から音がする。訪室すると利用者が床に倒れていた。1人で移動しようとして転倒、骨折した。

事例 2. ベッドから車いすへの移乗の際にバランスを崩し転倒、骨折した。

事例 3. 職員が誤って他の利用者の薬を服薬させてしまう。幸いバイタル計測・状態観察をし異常はなかったが、大きな事故につながる可能性があった。

事例 4. 誤嚥による窒息事故。自宅では常食の利用者。施設ではお粥・キザミ食で対応していた。施設では、常時確認できる席で食事摂取をしていた。

5. 再発防止の取組について

- ・利用者の「今現在」の行動パターンを把握することに努め、その変化を、ケアに携わる職員から施設全体で認識を共有する。
- ・誤嚥リスクの高い利用者の座席を配慮し、家族同意のもと適宜、食事形態を変更する。
- ・介助者の技術・注意力の欠如に対し、リーダー職などが手順の再確認および指導を行い、研修等の機会を活用して安全な入浴介助動作の習得を図る。
- ・一般的な介助方法だけでなく、麻痺や骨粗鬆症など利用者個別の特性に対する配慮について OT・PT や医療職等と連携し指導を行う。
- ・業務前に利用者の把握と確認を行い、服薬介護手順の確認を再度徹底する。
- ・転倒リスクの高い利用者の独歩を防ぐため、着座センサーやセンサーベッドなどの機器を活用したり、座席を職員の常駐場所の近くにしたりする。
- ・薬の服用後、歩行時にふらつき、転倒リスクが高いため、就寝時の対応については本人のそばに付き添い、対応する。
- ・足元にマット・クッション材を敷き、足元が滑らない・衝撃を和らげる工夫をする。

各介護事業所におきましては、報告があった内容や対応の状況から、今後の事故発生・再発防止の対策を行って、介護サービスの安全と質の向上に努めてください。

また、介護サービスの提供時に事故が発生した場合は、「笠間市介護保険事業者における事故報告ガイドライン」に従って、笠間市役所高齢福祉課まで速やかに報告してください。